

昭和二十三年政令第二百一十六号

民生委員法施行令

内閣は、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の規定に基き、ここに民生委員法施行令を制定する。

第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

第二条 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解職することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行があつた場合

三 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解職せられるものとする。

第四条 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第五条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第六条 民生委員推薦会は、委員の半数以上出席しなければ、議事を開くことができない。

第七条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第八条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に關し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第九条 民生委員協議会の会長の任期は、一年とする。会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第十一条 民生委員協議会の会長の任期は、一年とする。

十二条 会長に事故があるときは、民生委員協議会を

組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第二十九条の規定により、指定都市が處理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の二十七

（以下「中核市」という。）において、民生委員法第二十九条の規定により、中核市が處理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の二十一第一項の規定によるところによる。

二 地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の規定によるところによる。

三 中核市（以下「中核市」という。）において、

八条及び第九条の規定並びに第十条の規定（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第一項及び第三項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定並びに第百七十四条の二十七第二項、第百七十四条の三十一第二項及び第百七十四条の四十二第二号の改正規定に限る。）は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第五号に定める日（昭和六十二年一月十二日）から施行する。

附則（昭和六年一二月二一日政令第三九八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附則（平成六年一二月二一日政令第三九八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附則（平成一年一二月八日政令第三九三号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月七日政令第三四号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。